平成２８年（フ）第７４号
岐阜市本荘西２丁目35番地２（日光ビル202号室）
破産者　齋藤　隆義
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目32番地、前住所岐阜市早田本町１丁目53番地
破産者　電気工事ＨＯＮＤＡことＨＯ・Ｎ・ＥＸＴこと　本田　　洋
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４３号
岐阜市芥見海戸山19番地
破産者　薫田　茂雄
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３０２号
滋賀県甲賀市水口町的場10番地―205号、前住所滋賀県甲賀市水口町北脇1508番地
破産者　野玉　　久
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１５号
京都市北区紫野大徳寺町64番地の５
破産者　寺本　道子
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１６号
京都市北区紫野大徳寺町64番地の５
破産者　寺本　泰幸
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の615、前住所京都市伏見区深草西浦町８丁目47番地３
破産者　高岡　岩雄
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１９号
京都市左京区岩倉幡枝町2368番地
破産者　北岡　惠夫
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３６号
愛知県瀬戸市東赤重町１丁目125番地　アイコーサンハイツⅠ　111、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市小倉町南浦110番地の20
破産者　仲松　成榮
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
京都市東山区一橋野本町57番地
破産者　奥　　武雄
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
京都府木津川市山城町平尾南払戸53番地パークサイド平尾101
破産者　村田　良次
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１４２号
名古屋市東区赤塚町１番18号
破産者　市原重機株式会社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０１号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪18番地３
破産者　株式会社ベラミ
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５号
島根県大田市大田町大田イ411番地
破産者　有限会社パル・サービス
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
松江市宍道町上来待1918番地１
破産者　狩野　吉春
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
大分県佐伯市8150番地
破産者　有限会社インテリアビレック
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
京都市伏見区深草西浦町８丁目47番地の３
破産者　株式会社京都電設工具
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
山口県岩国市元町３丁目10番８号
破産者　有限会社文栄堂
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２１０２号
大阪府枚方市招提平野町３―17、開始決定時大阪府枚方市招提中町１丁目38番11号
破産者　辻本　幹夫
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部